

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

高性能パソコン購入で減税を

Q：高性能のパソコンを買うと減税になると聞きました。どのような内容か教えてください。

A：中小企業等が、対象となる設備を取得し事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却、または7%の特別税額控除ができるという制度（中小企業等基盤強化税制）があります。

【解説】

中小企業税制の中には、コンピュータなどを導入した場合の特別償却又は税額控除が設けられています。

この制度の適用対象となる特定事業基盤強化設備の取得価額基準が、平成9年度の改正で、コンピュータなどの事務機器、通信機器などが該当する器具及び備品については100万円以上から120万円以上に、これら以外の機械及び装置については240万円以上から280万円以上に引き上げられました。

また、対象となる中小法人用コンピュータの要件のうち、設置時の記憶容量の要件が4メガバイト以下から32メガバイト以下に緩和されました。

この制度の対象となる電子計算機は、ワープロや表計算、データベース管理、データ通信などといった基本的な作業のほか、プログラムの作成や設定なども行える事務処理用の小型電子計算機で、取得価額には1組又は1式で取引される付属の入出力装置のほか、補助記憶装置や通信制御装置なども含まれます。

